

# 8月から使う 保険証が届きます



新しい被保険者証（保険証）が、7月中に自宅の郵便受けに届きます。

国民健康保険加入者の新しい保険証は、7月2日までに届け出があった住民異動届などを基に作成します。3日以降に転居などを届け出た方は、保険医療課で手続きが必要です。

なお、後期高齢者医療制度の加入者は、転居時などに手続きしてください。

- ▶ 国民健康保険に関する問合せ  
保険医療課（市役所内線1061）
- ▶ 後期高齢者医療制度に関する問合せ  
保険医療課（市役所内線1051）  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
☎078-326-2612



## 12月2日から新しい保険証は発行されません

発行済みの保険証は記載されている有効期限まで使用できます。ただし、紛失した場合や転居などで保険証の差し替えが必要になった場合は、有効期限前であっても新しい保険証は発行されません。医療機関などを受診する際は、保険証と

して利用登録されているマイナンバーカード（マイナ保険証）を提示してください。マイナ保険証を持っていない方には、保険証の代わりとなる資格確認書を交付する予定です。早めにマイナ保険証の登録をしておきましょう。

## 新しい保険証の有効期限

### 国民健康保険

令和7年7月1日までに70歳になる方

保険証の有効期限は70歳になる誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）です。令和6年12月1日までに70歳になる方は誕生月（1日生まれの方は前月）に、翌月から使用する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵便でお届けします。2日以降に70歳になる方で、マイナ保険証をお持ちの方は一部負担割合を記載した資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を交付する予定です。

令和7年7月31日までに75歳になる方

保険証の有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に切り替わります。

### 後期高齢者医療制度

保険証の有効期限は令和7年7月31日です。現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されており、8月以降も対象となる方は保険証と一緒に新しい認定証も届きます。認定証は8月から1年間使用できます。

## 国民健康保険

### 税額が変更

国民健康保険税（国保税）は国保加入者（被保険者）の皆さんが安心して医療を受けるための大切な財源となります。国保税納税通知書は、7月中に届きます。

#### ▶ 令和6年度国保税額表

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額 (変更前)	6.79%	3.01% (2.81%)	2.71% (2.64%)
均等割額 (変更前)	29,400円	12,600円 (11,900円)	14,000円 (13,900円)
平等割額 (変更前)	19,100円	8,300円 (7,700円)	7,100円 (6,800円)
課税限度額 (変更前)	65万円	24万円 (22万円)	17万円

所得割額＝世帯の被保険者の総所得額に応じて算定  
均等割額＝被保険者1人当たりの税額  
平等割額＝1世帯当たりの税額

### 軽減判定基準額が改正

世帯主とその世帯の被保険者の前年の所得の合計額が一定の基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が軽減されます。基準額は世帯の被保険者数によって異なります。

基準額を引き上げ、  
軽減対象世帯を拡大

#### ▶ 軽減対象世帯の所得基準額

	変更前（令和5年度）	変更後（令和6年度）
7割軽減	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円
5割軽減	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円＋29万円×被保険者数	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円＋29.5万円×被保険者数
2割軽減	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円＋53.5万円×被保険者数	43万円＋（年金・給与所得者数－1）×10万円＋54.5万円×被保険者数

## 後期高齢者医療制度

### 保険料が変更

保険料は、令和5年の所得に応じて計算されます。保険料額決定通知書は、7月中に届きます。

#### ▶ 令和6年度保険料額表

年間保険料	=	均等割額	+	所得割額
上限80万円		52,791円		(総所得金額等－43万円(※)) ×所得割率11.24%

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。  
※激変緩和措置として、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の場合の所得割率は、10.32%です。  
※激変緩和措置として、昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された方の賦課限度額は、73万円です。



#### ▶ 保険料（均等割額）の軽減措置

軽減割合	世帯主と被保険者全員の総所得金額等
7割軽減	43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－1）
5割軽減	43万円＋29.5万円×被保険者数＋10万円（年金・給与所得者数－1）
2割軽減	43万円＋54.5万円×被保険者数＋10万円（年金・給与所得者数－1）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲で最大15万円を控除し軽減判定します。

#### ▶ 被扶養者であった方の軽減措置

制度に加入する前日まで、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかかりません。また、加入日からの2年間、均等割額は5割軽減されます。該当する場合は、保険医療課へお知らせください。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者は対象外  
※均等割額7割軽減該当者は7割軽減を適用